

食品衛生普及啓発補助事業について

当協会では、県内各地域において食品に起因する県民の健康被害を防止するため食品衛生の向上について通年にわたり実践活動する団体に対して補助を行っております。今年度も「食品衛生普及啓発補助金交付規程」により補助事業を行いますので、当協会の目的に賛同し、補助金交付規程の要件に合致する団体で補助金交付を希望する場合は、令和8年7月31日までに申請してください。

公益社団法人栃木県食品衛生協会

食品衛生普及啓発補助金交付規程

第 1（目的）

この規程は、県内各地域において食品に起因する県民の健康被害を防止するため、当協会の目的の主旨に賛同し、食品衛生の向上について通年にわたり実践活動する団体に対して補助を行い、地域での一層の食品衛生の向上に取り組むことで栃木県全体の食品衛生向上を図ることを目的とする。

第 2（交付対象団体の要件）

交付対象団体は、次に掲げる要件を充たすものであること。

- ①県内に主たる事務所を置き、営利を目的としないこと。
- ②食品からの事故防止を実践する活動の根拠（予算書、事業計画書、決算書、定款等）があり、団体の組織が明確になっていること。
- ③食品衛生の向上の指導、助言についての実践活動は専門知識を有する者が実施し、かつ、指導、助言をする者を含んで構成されている団体であること。
- ④指導、助言の対象となる施設は、食品衛生法に基づく許可を要する施設であって、団体の活動可能な地域において、前年 12 月末現在で 400 施設以上が存在すること。
- ⑤第 3 号の実践活動を実施する者は、食品衛生に関する知識について 6 時間以上の講習を受けた者であって、所属する団体から、実践活動に携わる旨の証が交付された者であること。
- ⑥前号の実践を実施する者は、指導、助言等を継続して行う場合は 2 年毎に食品衛生に関する 1 時間以上の講習会を受講していること。
- ⑦交付対象団体は、食品衛生の向上の指導及び助言を行う者が第 5 号及び第 6 号の講習会を受講したときは、受講者名を記録し、3 年以上保存していること。
- ⑧団体における指導、助言を実践活動する者の人数は、第 4 号の施設数に 100 分の 1 を乗じた数以上の人員を要していること。
- ⑨交付を受けようとする団体の特定の者に、高額な報酬等が支払われていないこと。

第 3（交付対象年度及び交付対象事業等）

- 1 交付対象年度は当該年度とする。
- 2 交付対象事業は次に掲げるものとする。
 - ①消費者懇談会の開催
 - ②食品衛生情報の周知に関する事業
 - ③食品衛生の向上に必要な人材育成、支援に係る事業
 - ④食品衛生に関し、施設を訪問しての助言・指導に係る事業
 - ⑤その他、食品衛生向上の取組を円滑に実施するための事業
- 3 第 2 項に掲げる事業については、当該年度の事業計画書及び予算に記載があること。

第 4（交付する総額）

交付対象団体に交付する額は、当協会の総会で承認された当該年度の予算内の範囲と

する。

第 5（交付の申請）

交付の申請をしようとする団体は、次の書類を添えて決められた期日までに、当協会長あて提出しなければならない。

- ①食品衛生普及啓発補助金交付団体承認申請書（別記様式第 1 号）
- ②事業計画書及び予算案（当該年度）
- ③前年度の決算書
- ④団体の組織図

第 6（交付の決定）

会長は、申請の交付があったときは書類審査をし、理事会において交付すべきと認めたときは、申請した団体長に食品衛生普及啓発補助金交付団体承認決定通知書（別記様式第 2 号）により通知する。

第 7（交付決定の取消及び補助金の返還）

- 1 会長は、この補助金の交付を受けた団体が、法令に違反したとき、他の用途に使用したとき、交付対象事業を実施しなくなったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 会長は前項により、交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときには、期限を定めて返還を求めることができる。

第 8（帳簿の備え付け等）

補助を受けた団体は、補助対象となる事業について支出を記載した帳簿を備え、当協会から報告を求められたときは、速やかに関係書類とともに提出しなければならない。

第 9（交付する額の算定）

- 1 交付額は当協会の予算の範囲内において、交付を受ける団体の当該年度予算額及び前年度 12 月末日現在の食品衛生法に基づく食品営業許可施設数より、別紙の基準で算定する。
- 2 前項の算定基準より算出された総額が予算額に対して余剰がある場合、又は超過した場合は交付する団体に対して、1 千円単位で増減することできる。

第 10（事業の報告）

交付決定を受けた団体は毎年 3 月 10 日まで、食品衛生普及啓発事業報告書（別記様式第 3 号）により当協会長あて報告しなければならない。

第 11（補助金の決定）

協会長は前条の報告があったときは、書類を審査し、適正であれば、食品衛生普及啓発補助金額の決定について（別記様式第 4 号）を団体の長あて、通知するものとする。

第 12（補助金の請求）

補助金の請求は、食品衛生普及啓発補助金請求書（別記様式第 5 号）に、食品衛生普及啓発補助金決定通知書（別記様式第 4 号）の写しを添付し、当協会長が定める期日まで提出すること。

第 13（補助金の交付）

- 1 協会長は、前条の請求があったときは、書類を精査し、補助金を交付する。ただし、第 6 の交付決定を受けた団体から、補助金の請求がない場合は支給しないものとする。
- 2 第 12 に基づく請求金額が、第 9 に基づき算定した金額より低い場合は、その請求金額を交付する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 1 この規程は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別紙（第 9 関係）

予算額による算定（千円単位は切り捨て）

予 算 額	交付算定額
5, 0 0 0, 0 0 0 円以下	1 0 0, 0 0 0 円
5, 0 0 0, 0 0 1 円以上	5 0, 0 0 0 円

食品営業許可施設数による算定

営業許可施設数	交付算定額
4 0 0 施設以上 1, 0 0 0 施設以下	1 0 0, 0 0 0 円
1, 0 0 1 施設以上 2, 0 0 0 施設以下	4 0, 0 0 0 円
2, 0 0 1 施設以上 3, 0 0 0 施設以下	3 0, 0 0 0 円
3, 0 0 1 施設以上	2 0, 0 0 0 円

別記様式第 1 号（第 5 関係）

年 月 日

公益社団法人栃木県食品衛生協会
会長 あて

申請者住所
団体名
代表者氏名

㊞

年度食品衛生普及啓発補助金交付団体承認申請書

年度の食品衛生普及啓発事業の補助金を交付されるよう、交付規程第 5 に基づき申請します。

- 1 対象施設数（第 2 第 4 号）
- 2 指導、助言を実践する者の人数（第 2 第 5 号及び第 6 号）

添付書類：1)事業計画書及び予算案（当年度）
2)前年度決算書
3)団体の組織図

別記様式第 2 号（第 6 関係）

年 月 日

団体名
代表者氏名 あて

公益社団法人栃木県食品衛生協会
会長名 ㊞

年度食品衛生普及啓発補助金交付団体承認決定通知書

年度の食品衛生普及啓発事業の補助金交付申請書を精査しました結果、補助金を交付するに適正な団体と認めたので、交付規程第 6 に基づき通知します。

記様式第 3 号（第 10 関係）

年 月 日

公益社団法人栃木県食品衛生協会
会長

あて

申請者住所

団体名

代表者氏名

印

年度食品衛生普及啓発事業報告書

年度の食品衛生普及啓発事業の報告を交付規程第 10 に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 消費者懇談会の開催
- 2 食品衛生情報の周知に関する事業
- 3 食品衛生の向上に必要な人材育成、支援に係る事業
- 4 食品衛生に関し、施設を訪問しての助言・指導に係る事業
- 5 その他、食品衛生向上の取組を円滑に実施するための事業
- 6 1 から 5 の合計金額

※1 から 5 までの経費の金額を記入し、6 は合計金額を記入すること。

※添付書類：交付決定通知書（別記様式第 2 号）の写し

別記様式第 4 号（第 11 関係）

年 月 日

団体名

代表者氏名

あて

公益社団法人栃木県食品衛生協会
会長名

印

年度食品衛生普及啓発補助金額の決定について

年度の食品衛生普及啓発事業の報告書を審査した結果、適正と認めますので下記の金額を交付します。なお、月 日まで食品衛生普及啓発補助金請求書（別記様式第 5 号）により請求してください。

交付補助金額 _____ 円

別記様式第 5 号（第 12 関係）

年 月 日

公益社団法人栃木県食品衛生協会
会長 あて

申請者住所

団体名

代表者氏名

⑨

年度食品衛生普及啓発補助金請求書

年度の食品衛生普及啓発事業の補助金を、交付規程第 10 に基づき次のとおり交付
されますよう請求します。

金額 円